

国保松丘診療所の診療内容の変更について

市民生活部

1 概要

指定管理者である地域医療振興協会から、国保松丘診療所における診療内容の変更について申し出があり、診療内容を変更する。

2 変更理由

市の保健事業である特定健康診査が9月末をもって終了することから、同時期帯に後期高齢者健康診査、インフルエンザ等の予防接種及び訪問診療を開始する。

3 見直し内容

特定健診を行っていた時間帯の診療内容を変更する。

月・火	水	木	金
14：00～15：00 後期高齢者健康診査 予防接種・訪問診療	16：00～19：00 後期高齢者健康診査 予防接種・訪問診療	午後 休診	14：00～15：00 後期高齢者健康診査 予防接種・訪問診療

なお、上記の時間帯においても、急な診察を要する場合には診療を行う。

4 見直し期間

上記の変更は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

5 周知方法

市ホームページ及び10月2日の自治会回覧（松丘・亀山地区）にて周知を行う。

6 その他

訪問診療利用患者数（令和7年9月）

笹診療所：2名

松丘診療所は3名の方から相談あり。